

# 「鳥取県旅館業法施行条例の一部改正」および「鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成24年8月8日  
くらしの安心推進課

## 1 意見募集期間

○ 平成24年7月2日（月）から7月27日（金）まで

## 2 「鳥取県旅館業法施行条例の一部改正」および「鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正」の概要

- （1）浴槽水等の水質検査を行った場合において、水質基準に適合しなかったときに限られていた知事への届出を、水質検査の結果にかかわらず届け出るよう改めるとともに、検査結果の記録を施設に3年間保管することとする。
- （2）浴槽水を消毒するときは、塩素系薬剤又はそれと同等以上の効果のある方法により行うこととする。
- （3）循環させ、ろ過して再利用する浴槽水以外でも、（2）の措置を講じている浴槽水に限り、1週間に1回以上の交換及び浴槽の清掃でよいこととする。
- （4） 其他所要の規定の整備を行う。
- （5） 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日から起算して1月を経過した日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## 3 応募のあった意見の概要

- （1）意見件数：7件（3名）
- （2）主な意見と対応

意見の概要	対応方針
<p>【水質検査結果の届出義務】</p> <p>1. 結果が適正であっても、結果の提出を求めるのは無駄かつ煩雑である。書類を増やしても安全性が増すわけではない。</p> <p>2. 水質検査を2回以上義務化するの正しいと思う。</p>	<p>1. 現行の制度では、水質検査の届出がないものについて、「結果が陰性」なのか、「検査未実施」なのか把握ができないことから、検査結果にかかわらず届出を行うように改正し、検査結果の届出がない施設に対しては立入調査を行い、水質検査の実施状況や浴槽等の管理状況を調査し、必要に応じて指導等を行います。</p> <p>なお、検査結果の届出は、検査機関が作成した調書そのままFAXや郵送で送付して頂く形式を考えており、新たな書類の作成など、煩雑な作業をお願いするものではありませんので、ご理解頂きますようお願いいたします。</p> <p>2. 対応済み（現行の条例で、連日使用浴槽水にける2回以上/年の水質検査は規定済み）</p>

<p><b>【毎日換水の代替措置】</b></p> <p>3. 衛生を確保している場合は1回以上/週は現実的だと思う。</p> <p>4. オゾン、電解水、二酸化塩素等、世界的に認められている手法を含めて、明確な数値的指針・目標を示すべき。</p>	<p>3. 対応済み（消毒により浴槽の衛生が確保できる場合は、1回以上/週に改正）</p> <p>4. 塩素系薬剤以外の殺菌手法については、取り扱う製品の主成分等によって有効な濃度に違いが生じるため、一律に明確な数値を示すことはできませんが、塩素系薬剤以外の殺菌手法についても、安全性が確認された上で、殺菌効果が塩素系薬剤と同等以上と判断されれば認めることとします。</p>
<p><b>【その他】</b></p> <p>5. 改正の趣旨には賛成する。料金を上げる口実にはさせないようにして欲しい。</p> <p>6. 浴槽の毎日換水・清掃について、きちんと検査をして欲しい。</p> <p>7. 農家民泊については、規制を緩和し、水質検査を不要として欲しい。</p>	<p>5. 改正案は、現行の衛生措置の代替措置を規定し、これにより施設の実情に応じた現実的な対応を可能にしようとするものであり、水質検査の回数も現行と同じであり、新たに負担が大きくなるものとは考えておらず、料金については直接つながらないと考えております。</p> <p>6. 適宜、保健所による立ち入り調査等を行い、施設の衛生措置状況等を確認し、必要に応じて指導等を行うこととしています。</p> <p>7. 一般的な農家民泊のような水道水のみを使用した施設であり、かつ浴槽水を入浴者毎に交換する場合は、水質検査は不要としております。</p> <p>なお、前述に該当しない場合は、検査が必要となりますが、これは、利用者の健康被害防止のために必要な措置と考えています。</p>